

道修町三丁目文書 雑書 (三二八、二九二、二四八)

文化元子年七月ヨリ御支配御勘定 太田直次郎様御宿一件 道修町三丁目  
文化元子年七月ヨリ  
御支配御勘定 太田直次郎様御宿一件 道修町三丁目

文化元甲子八月十五日卯中刻御着、同十八日卯中刻御出立  
御勘定大田直次郎様上下七人御用宿 御逗留中諸入用一件

〈覚 四丁省略〉

文化元甲子八月

御勘定大田直次郎様御宿中料理献立控

八月十五日朝御着

献立

膾 赤貝 若根 きくらげ

汁 花海老 かいわり

平 鯛切身 湯は 麩

焼物 いな背ひらき

膾御上斗

此代十七匁式分五厘

但しめしとも

同中飯

汁 かもうり すり胡麻

茶碗 はもあん平

御上斗くわし椀 たいらけ 松たけ

焼もの あじ塩焼

此代十五匁四分五厘

御附之御酒

雑煮 のしもち 平かつを 青こんぶ

硯蓋 かまほこ 海老 玉子 からたけ はしかみ

御上計木具

吸物 茂魚 みる

大鉢 鯛濱焼

同 作り身

井鉢 したしもの

ㄨ 此代廿九匁九分

善部

膾 すゝき 岩たけ 大根白髭

汁 しゅんさい 赤貝

香物 なら漬芥子 大こん

平 玉子すりみ かふら しいたけ

御上斗菓子わん 鯛骨葛きり うと 松露

焼物 鯛塩焼

御上者中るい

ㄨ 此代廿六匁六分

同十六日朝

御上斗猪口 百合根 にくあへ

汁 あらい豆腐 のり

平 こく□□□□ 海老 長いも やき麩

焼もの はも骨切

ㄨ 此代拾壹匁

同 中飯

御上斗猪口 たち魚作り身 海そうめん

汁 かいわり とうからし

平 はもてんふら ふき 松たけ

焼もの 魴付丁焼

ㄨ 此代十三匁三分

同 夕飯

御上斗向 はもてんかく

汁 身しゝめ めかぶ

くわしわん こんふ ほら 百合根 岩たけ

焼もの きすこ忒疋つゝ いたり附

ㄨ 此代十一匁三分

同十七日朝

御上斗猪口 煮梅 砂と汁

汁 根いも すり胡麻

坪 ししか 玉子衣うけ 麩

焼もの 小たい

ㄨ 此代十四匁壹分

一寸御酒御上斗これは先格無候へとも少々存寄にて

此代五匁六分

同 中飯

上斗猪口

汁 はもすり流 たゞき菜

平 魴 大こん 岩たけ

焼もの めしろいり附

此代十四匁百分

同 夕 御出立

膾 作り身 くわつら 海そうめん

汁 身蛤 もそく

香物 なら漬 大こん

平 鯛切身 松たけ 長いも

御上斗御菓子椀 しんしよ するめ

焼もの 鯛塩焼

此代式十一匁五分

御出立 酒之部

硯蓋 花海老 玉子厚焼 はもてんかく 松たけ たこ

小鉢 魴切焼

吸もの 味噌 ほしぼら かんさらし

鉢 御上鯛切身 中いな 下たち魚

吸もの 胡麻 すゞき 白髯こんふ

鉢 したしもの

吸もの 松たけ

鉢 玉子 かまほこ ちから梅

此代四十二匁七分

御酒殊の外のはすみゆへ雑費不<sub>レ</sub>出 依<sub>レ</sub>之而吸もの鉢有 先格より餘分ニ相出候事

同十八日

猪口 はも 木うり

汁 とうふ 浅草のり

平 やき鯛 かもうり しいたけ

焼もの なし

中下之分猪口ニ木うり酢あへ

此代九匁三分

但し飯代一度上之客右式さら内々付込有<sub>レ</sub>之也 會所へ書入置も木者不<sub>二</sub>相用<sub>一</sub>

蓋

右之通、首尾能御出立被<sub>レ</sub>遊、目出度、重疊<sub>レ</sub>く  
御見立

中橋町境ニ柴屋忠介 小西佐兵衛 大と屋新右衛門

會所表迄 鳥飼屋檜藏 同 惣七

其間迄 あふら屋藤兵衛 ふた屋忠兵衛

通候故如<sub>レ</sub>此ニて十二まで者不<sub>レ</sub>行 右ニ候町代惣代名札ヲ以下役与兵衛ヲ遣ス

追而

御勘定方、寝ほけ先生とて高名之御方ゆへ、取持之衆中一統いろくくと骨ヲ折、書を賞望いたし各申受候。右ニ付御見舞人多、客来たへ不<sub>レ</sub>申事故、酒等いかふはすみ申候而、酒代殊之外餘分与相掛り申候事。

別而小にし左兵衛、書を殊之外せふり被<sub>レ</sub>申、餘分にニ被<sub>二</sub>申受<sub>一</sub>候。依<sub>レ</sub>之而氷豆腐百、錢別ニ被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候

追加

右酒宴之節、誠ニ敵之様ニ泉屋新兵衛といふ町人の、腹に何もなきのうれん大順才者老人参、めつたむしやうに黒き顔して道三町人共ははるか下ニ見て、酒計スハくくらしい候ゆへ、懷中紙入は落さぬやうニ首へひもかけ居候。有時ニ

業平と背中を合して寒さかな

然ルに、其後夜客来し内ニ、かぶらは、又はばたとやらいわん阿蘭陀いしや一座ニて、右ばた絵一枚取あげ見るニ、右の和泉新、夫はなんでござると尋ニ、是はきぬたエ、成(取)程といふ様成(取)。丸ザ會所清六同様之もの也。ケ様なものは重而見付次第、有合之棒ニてたゝきふせ、御宿中のはらいせいたすもの也。穴賢く

惣會所之書出シ 下書之写

覚

一 百七十式匁式分 御上下七人八月十五日朝より十八朝迄御賄料

但し御着御出立まで御老人前式匁三分宛 平日者老人前式匁宛

一 三匁 のし代

一 七十四匁 御上絹夜具三帖 蚊帳三張 寝こさ一枚 下夜具者老帖 勝手方夜具六

帖かりちん

一 六十式匁 御宿前に人足雇ちん

一 四十五匁四分 御逗留中油ろうそく 炭薪茶代

一 四十一匁式分 飯湯殿取繕風呂かりちん 其外所々取繕入用

一 十八匁 御宿入用處新ニ相調老人払損候

ノ四百式十二匁八分

内金壺両 御宿料上下置也

代六十三匁八分

残り三百五十九匁

右之通扣置候事

八月廿日

年寄 柴屋忠介

月行司 近江屋藤兵衛

小にし左兵衛

年中 ふた屋半衛門

とり養屋惣七

ふた屋忠兵衛

鳥飼屋檜蔵

助役

文化元子年八月

御宿楊御借物之留

道修町三丁目

覚

一 掛あんと 近江屋藤兵衛様

一 上あんと 式本 大□□伊兵衛様

一 掛あんと 壺ツ 右御同人

一 上たはこ盆 式ツ 近江屋藤兵衛様

一 掛軸 一箱 近江屋藤兵衛様

一 袋入花生 右御同人

一 手拭かけ箱 右御同人

一 箱入料紙箱 近江屋藤兵衛様

同 并硯箱

一 春□木具 大式

小壺 右御同人

一 御刀掛ケ 右御同人

一 箱入柳菓子盆 壺 右御同人

一 手たらい 壺 鳥飼屋惣七様

一 刀掛二 絆屋深左衛門様

文化元子年八月

道修町三丁目 年行司

御宿掛り買物帳

覚

七月晦日  
一 並粉 代九匁 九束

一同 竹くき 代五 五合

一同 手間 代弍厘 半人

八月朔日  
一 榎粉 代七匁 五束

一同 並粉 代三匁 三束

一同 竹くき 代壹匁 壹升

一同 手間 代四匁 壹人

八月二日  
一 竹くき 代五 五合

㊦ 檜皮屋太郎兵衛

一同 木賊茶吞茶碗 代三匁四 十

一同 大ちびん 代壹匁弍 壹

一同 中ちびん 代弍匁五分 壹

㊦ 善屋平兵衛

八月六日  
一 本尺廻り長弍間半三〇留り 代十五匁六分

一同 弍丁尺廻り長弍間半割留り 代七匁九分

一同 弍丁同弍間半割留り 代五匁八分

一同 壹丁本尺弍間弍尺

代三匁六分

⊗竹屋甚右衛門

八月七日

一 沓間すたれ 代三百五十文 貳枚

一 雪隠窓すたれ 代百文 沓一枚

⊗四百五十文 葭屋善兵衛

八月五月初

一 手傳 沓人 家根繕ひ

同七日

一 同 沓人半 仲庭しつくい 惣仕替

同八日

一 同 貳人

同九日

⊖ 同 三人 十日 貳人

九人半

朔日より二日四日 五日 六日

一大工 沓人 半人 沓人半

一 半人 同八日 半人

⊖ 沓人

一 沓六郎兵衛障子張 沓人

同六日 半人 同八日 半人

但しなんと類腰張用とも

⊗貳人

⊖美の紙 沓匁六分かへ 沓束 代拾六匁 紙屋亀太郎

〈以下五丁略〉

文化元年子年八月 掛り役人 鳥飼屋藤兵衛

小にし佐兵衛

御勘定大田直次郎様御用宿之節會所普請方諸費物一件記レ之

△以下寛二丁略▽

別紙

御證文式通写遣<sub>レ</sub>之条可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候以上

子七月

大田直次郎

人足三人馬三疋從<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>肥前長崎迄、上下并九州中國筋村々之内廻村御用中、幾度茂可<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、是者御用二付大田直治郎罷越付而相渡申候者也

文化元子七月 采女印

二

大田直治郎持参之御用書物、長持忝棹從<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>肥前長崎迄、上下并九州中國筋村々之内廻村御用中幾度急度可<sub>二</sub>持参<sub>一</sub>者也。

子七月

采女印

覚

御證文

一 人足式人

一 馬 三疋

同忝疋者人足式人代ル

外 賃人足三人

右者大田直治郎儀、肥前國長崎御用交代ニ付、明廿五日明ヶ六ヶ時江戸出立被<sub>レ</sub>致候間、書面之人馬之

三

道中無<sub>レ</sub>帶差出、賃錢之分者御定賃錢請取、餘計之人馬一切差出申間敷候。

尤川越渡船場等者前後宿々申合、差支無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候。此先触早々順達、伏見宿より大坂銅座江可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相届<sub>一</sub>候。以上。

子七月廿四日

大田直治郎内 長谷川丹治 印

品川宿より 東海道筋 大津 京都廻り大坂迄

宿々問屋年寄中

泊附

七月廿五日 神奈川

四

同廿六日 藤沢

同廿七日 小田原

同廿八日 三嶋



同廿九日 蒲原  
八月朔日 府中  
同二日 金谷  
同三日 見附  
同四日 白須賀  
同五日 岡崎  
同六日 宮  
同七日 関  
同九日 石部  
同十日 大津 京都廻り伏見  
（以下覚一枚略 混在カ）

長崎御交代 御支配勘定方 太田直次郎様

同 十一日 乗船 大坂着  
追而上下被<sub>二</sub>罷越<sub>一</sub>候。泊宿<sub>二</sub>而者宿老軒申付置、所有合之品を以相賄、馳走ケ間鋪儀一切被<sub>レ</sub>致間鋪候。以上。

差上申一札之事

一此御触書老通、昨三日夜天龍川端迄御着被<sub>二</sub>遊下<sub>一</sub>候處、出水仕夜越難<sub>レ</sub>仕、今四日卯下刻御渡船仕候。為<sub>レ</sub>其一札差上申候。以上。

子八月四日 □州年寄

天竜（カ）

太郎右衛門

太郎兵衛

乍恐口上

長崎御交代御支配勘定役

大田直次郎様

右御宿此度西會所へ被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>候。乍<sub>レ</sub>恐書付を以御<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>申候。以上。

文化元子年七月十三日 紙屋忠助

御東

御支配 道三

御東御請役

□永喜弥太様

天草□御交代

小川喜一郎様

右御三人様とも江戸表當月廿過之御出立

乍恐口上

御支配御勘定方

太田直次郎様 御上下七人

右者就<sub>二</sub>御用<sub>一</sub>從<sub>二</sub>江戸表<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御登遊<sub>一</sub>候<sub>二</sub>付<sub>一</sub>、先月十三日丁内かい所御宿被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰付置<sub>一</sub>  
一今卯中刻被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御着遊<sub>一</sub>候<sub>二</sub>付<sub>一</sub>乍<sub>レ</sub>恐此段御断奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。以上。

文化元子年八月十五日 道修町三丁目年寄

紙屋忠助

御奉行様

〈以下覚一枚略〉